

# 青森県報

第二千二百五十九号

平成十五年  
十二月一日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾空港課) …… 一

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定…………… (健康福祉課) …… 一

家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 二

保安林皆伐許容面積の限度…………… (林政課) …… 二

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開…………… (水産振興課) …… 四

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課) …… 四

### 公 告

肥料登録の有効期間の更新…………… (構造政策課) …… 五

土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) …… 五

## 規 則

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第七十九号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第九条 第二条、第四条及び前条の規定にかかわらず、青森港及び八戸港に係る条例第三条の規定による第二条第一号に掲げる港湾施設の使用の許可の申請及び条例第十二条の規定による届出は、港湾法第五十条の二第六項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請及び届出は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第七百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
津軽保健生活協同組合健康クリニック	弘前市大字野田二丁目二の一	平成二五年・一〇・一五
中央内科クリニ	むつ市中央二丁目五の五	一五年・一〇・一六

ツク 中央レディスク リニツク 医療法人樹会福 原循環器内科ク リニツク 医療法人盛ハ ト・クリニツク	むつ市中央二丁目五の五 弘前市大字上鞆師町一七の三 青森市奥野二丁目一の九	" 一五・一〇・一 一五・二・一
--------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------

青森県告示第七百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	二	上北郡七戸町	平成 一五・一二・二七

青森県告示第七百五十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十五年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川〜笹内川	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	"	六八・〇一
岩木川上流	"	一、〇九〇・三四

青森地区	今別川〜蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川〜笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川〜蟹田川	浅瀬石川	平川
"	"	"	"	"	"	土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一四九・三八	一八・一〇	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇七・七五	一六三・九六	一三三・一一	九四六・六八	七二二・二五	五七二・七七	二五・二七	六五・〇四	七〇・〇五	六〇五・三六	二五四・七一	六八〇・九三	五六〇・九七

八戸市	上北郡百石町	三沢市	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・二三	九八・四六	九六・四〇	一・二四	七三・七三	二二・四四	一四七・一七

三沢市	〃 上北町	〃 七戸町	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	〃 木造町	〃 車力村	〃 森田村	〃 岩崎村	〃 深浦町	西津軽郡鱒ヶ沢町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林
四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・七八	〇・〇二	五五・二〇	六九・二〇	〇・八〇	〇・六〇	一・五四	三・五六

津軽地区	福地村	三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	七戸町	上北郡東北町	脇野沢村	川内町	下北郡大間町	平内町	東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市
保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	千害防備保安林	"	"
一五五・六〇	八・八六	九・三二	三・九四	四八・二八	三・二六	二・七四	二・八七	〇・三八	五・〇二	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八

南部地区

"

八六・五六

青森県告示第七百五十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
柿崎 桂	青森市大字油川字大浜七四番地の三九	平成十五年十二月十八日午後二時	青森市長島一丁目一番一号青森県庁西棟六階農林水産部会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産振興課  
（担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三）
- 2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

青森県告示第七百五十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「一階上漁業協同組合 三戸郡階上町大字道仏 一」を削る。

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成十五年十一月十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二五九号	肥料の種類 炭酸カルシ ウム肥料	肥料の名称 五三・〇炭 酸カルシウ ム肥料	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 青新産業株式 会社 八戸市大字大 久保字大山三 〇の五
----------------------	------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	----------------------------	--------------------------------------------------------------------

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成十五年十一月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭